

- 「自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯等を装備する場合の取扱要領」の一部改正について

(令和4年12月22日付け香生企第528号)

自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯等を装備する場合の取扱要領については、これまで「「自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯を装備する場合の取扱要領」の一部改正について」(令和4年7月12日付け香生企第304号)に基づき処理してきたところであるが、今般、警察庁が国土交通省自動車局と協議し、自動車検査証に関する用語等について整理したので、各署においては適正な運用に努められたい。

なお、施行日は令和5年1月1日とし、旧通達は廃止する。

別添

自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯等を装備する場合の取扱要領

第1 趣旨

この要領は、警察庁と国土交通省との間で締結された「自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯等を装備する場合の取扱いについて（平成16年11月9日付け警察庁生活安全局、国土交通省自動車交通局。令和4年12月15日改正）」に基づき、青色防犯パトロールに係る県警察における事務（以下「青色防犯パトロール証明事務」という。）を処理するために必要な事項を定める。

第2 用語の意義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

1 自主防犯パトロール

民間団体、地方公共団体等が専ら地域の防犯のために自主的に行う防犯パトロールをいう。

2 青色防犯パトロール

青色回転灯等を装備した自動車（以下「青色回転灯等装備車」という。）を用いた自主防犯パトロールをいう。

3 青色防犯パトロール講習

青色防犯パトロールの効果的かつ適切な実施要領及び青色防犯パトロール実施中に発生する諸事案に対する適切な対応要領等について行う講習をいう。

第3 申請書類等

県警察が青色防犯パトロール証明事務を処理するために必要な様式の名称及び番号は、別表1のとおりとする。

第4 事務担当課

青色防犯パトロール証明事務は、本部生活安全企画課が主管し、署生活安全（生活安全・刑事）課を経由して処理するものとする。

第5 証明の手続

1 申請の受理

署長は、青色防犯パトロールに係る証明の申請を受理する場合には、申請する団体の代表者から次に掲げる書類を添付した証明申請書の提出を受けるものとする。

- (1) 団体・青色防犯パトロールの概要
- (2) 青色防犯パトロール実施者名簿
- (3) 誓約書
- (4) 青色回転灯等を装備する自動車の自動車検査証の記録事項が記載された書面、車両の塗色及び全体が分かる写真
- (5) 青色回転灯等の取付位置、灯火の概ねの大きさ、形状が分かる程度の図面又は写真及び取り付ける青色回転灯等の光度等が分かる資料
- (6) 団体の名称及び自主防犯パトロール中であることの表示について、大きさや形状が分かる資料

(7) その他証明に必要な資料等（別表2のとおり）

2 調査及び指導

署長は、前記1の申請を受理した場合には、次に掲げる事項について申請書類チェック表を用いて調査を行うとともに、適合するように指導を行うものとする。

(1) 申請のあった自主防犯パトロールを行う団体その他の組織（以下「団体」という。）が次のいずれかに該当すること。

ア 県又は市町

イ 知事、本部長若しくは署長又は市町長（以下「知事等」という。）から防犯活動の委嘱を受けた団体又は知事等から防犯活動の委嘱を受けた者により構成される団体

ウ 地域安全活動を目的として設立された一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号の一般社団法人又は一般財団法人

エ 地域安全活動を目的として設立された特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の法人

オ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の市町長の認可を受けた地縁による団体

カ アからオと同等に自主防犯パトロールを適正に行うことができると認められる団体

キ 前記アからカまでのいずれかから防犯活動の委託を受けた者

(2) 自主防犯パトロール活動の実績及び計画に照らし、継続的な自主防犯パトロール（原則として週1回以上の活動）の実施が見込まれること（防犯活動に藉口して自らの団体の存在をアピールするような活動は認められない。）。

(3) 青色防犯パトロール講習を受講していること等から、自主防犯パトロールを実施しているときに予想される事案に対し、適切に対応できると認められること。

(4) 自主防犯パトロールが次に掲げる事項に反しない方法で実施されると認められること。

ア 青色回転灯等は、自動車の屋根に1個又は1体のみ装備（マグネット等による着脱容易な取り付けも可能）して、使用すること。

イ 自主防犯パトロール中以外の場合は、青色回転灯等を点灯させないこと（自主防犯活動の活性化に寄与するものとして第8の規定によりデモンストレーション等用標章の交付を受けて行う場合を除く。）。

ウ 自動車の車体に団体の名称及び自主防犯パトロール中であることを明確に表示すること。

エ 使用する青色回転灯等は、その直射光または反射光が、当該青色回転灯等を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。

オ 青色回転灯等を点灯させて運行する場合には、本部長が交付する標章を自動車の後方から見えるように掲示すること。

カ 青色回転灯等を点灯させて運行する場合には、パトロールの実施者は、本部長が交付するパトロール実施者証を携行すること。

キ 本部長が認めた地域以外では青色回転灯等を点灯させての自主防犯パトロールは行わないこと（自主防犯活動の活性化に寄与するものとして第8の規定によりデモンストレーション等用標章の交付を受けて行う場合を除く。）。

(5) 団体又はその構成員が、次のいずれかに該当しないこと。

ア 違法行為を行うおそれが高いと認められる場合

イ 反社会的勢力との関係が認められる場合

3 申請の進達

署長は、前記2の調査及び指導により、申請団体の適格性及び申請書類の不備がないかを確認の上、青色防犯パトロール関係申請書等送付書（以下「送付書」という。）に申請書類チェック表及び証明申請書（添付書類を含む。）を添えて、本部生活安全企画課長（以下「主管課長」という。）を経由して本部長に進達するものとする。

4 証明書等の送付

主管課長は、前記3に規定する申請に係る決裁を受けた後、申請元の署長に証明書、標章及びパトロール実施者証（以下「証明書等」という。）を送付するものとする。

5 証明書等の交付

(1) 証明書等の送付を受けた署長は、団体に速やかに証明書等を交付すること。

なお、証明書の交付を受けた団体に対し、定められた期間（証明書の発行日から15日以内）に青色回転灯等を装備しようとする自動車の使用者をして、自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所（軽自動車にあっては、軽自動車検査協会。以下「運輸支局等」という。）において、自動車検査証に自主防犯活動に使用する自動車である旨の記録を受ける必要がある旨を教示すること。

また、自動車検査証への記録が完了すれば、その記録事項が記載された書面の提出を受け主管課まで送付すること。

(2) 署長は、証明書等を交付した場合には、必要な事項を記載した交付簿に受領者名を記載すること。

6 台帳の作成

署長は、証明書等を交付した団体について証明台帳を作成し、関係書類と共に保管しておくものとする。

第6 再交付の手續

1 申請の進達

署長は、証明書等を交付した者から証明書等の紛失、き損又は汚損による再交付の申請を受理した場合には、当該再交付理由を確認し、送付書に再交付申請書及び紛失報告書若しくは、き損し又は汚損した証明書等を添えて、主管課長を経由して本部長に進達するものとする。

2 証明書等の送付

主管課長は、前記1に規定する申請に係る決裁を受けた後、申請元の署長に証

明書等を送付するものとする。

3 証明書等の交付

署長は、主管課長から送付を受けた証明書等を第5の5に準じて申請者に交付するものとする。

第7 変更の手続

1 申請の進達

署長は、証明書等の交付を受けた者から団体の名称、代表者、自主防犯パトロールに使用する自動車、自主防犯パトロールの実施地域その他の証明書の記載事項又はパトロール実施者について変更申請を受理した場合には、当該申請理由（パトロール実施者の変更申請については、パトロール実施者になろうとする者が第5の2(3)に該当すること。）を確認し、送付書に証明書記載事項変更申請書又はパトロール実施者変更申請書並びに添付書類を添えて、主管課長を經由して本部長に進達するものとする。

2 証明書等の送付及び交付

変更に係る証明書等の送付及び交付については、第6の2及び第6の3に準じて行うものとする。

この場合において、青色防犯パトロールに使用しないこととなる自動車があるときは、自動車の使用者が運輸支局等において自動車検査証に記録されている、自主防犯活動に使用する自動車である旨の記録を削除する必要がある旨を教示すること。

3 台帳への記載

署長は、証明書等を交付した場合には、変更内容を証明台帳に記載し関係書類と共に保管しておくものとする。

第8 デモンストレーション等の手続

1 申請の受理

署長は、青色回転灯等装備車による自主防犯パトロールを行うことができる団体（以下「認定団体」という。）が、自主防犯活動を行う団体その他の組織（以下「要請団体」という。）又は警察から要請を受け、青色回転灯等装備車を使用したデモンストレーション、出発式、パレード、合同パトロール等自主防犯活動の活性化に寄与する活動（以下「デモンストレーション等」という。）を行うための申請を受理する場合は、認定団体の代表者から申請を受けるものとする。

ただし、警察からの要請によるデモンストレーション等については、当該申請手続きを要しない。

2 申請の進達

署長は、申請書が認定団体からのものであること及び要請文書の内容を確認の上、送付書にデモンストレーション等運行実施申請書（以下「申請書」という。）及び要請団体が作成した文書（以下「要請文書」という。）の写しを添えて、主管課長を經由して本部長に進達するものとする。

なお、合同パトロールについては、重複する実施地域内で行う場合やあらかじめ

め実施地域の拡大を行う場合においては、この限りでない。

3 デモンストレーション等用標章の送付等

主管課長は、前記2による申請内容及び警察から要請した場合はその活動内容を確認して決裁を受け、デモンストレーション等用標章を当該署長に送付する。

また、当該デモンストレーション等の内容等について、実際に運行する地域を管轄する署長に通知するものとする。

4 デモンストレーション等用標章の交付等

(1) 署長は、主管課長から送付を受けたデモンストレーション等用標章を認定団体の代表者に交付するものとする。この場合において、認定団体の代表者に対してデモンストレーション等用標章の裏面に記載してある注意事項についての指導を行うものとする。

(2) 署長は、デモンストレーション等用標章を交付した場合には、必要な事項を交付簿に記載するものとする。

(3) 署長は、認定団体に対し、デモンストレーション等の運行終了後は速やかに当該標章を返納するよう教示すると共に、標章が返納されれば送付書に当該標章を添えて本部長に送付するものとする。

第9 証明の取消し

1 取消該当事案の報告

署長は、証明を受けた団体が、次に掲げる場合に該当するときは、送付書に証明取消該当事案報告書及び必要な書類を添えて、主管課長を経由して本部長に報告するものとする。

(1) 青色防犯パトロールを停止した場合

(2) 証明申請の内容に虚偽があった場合

(3) 第5の2(1)に該当しなくなった場合

(4) 継続的な自主防犯パトロールが行われていないと認められる場合

(5) 青色防犯パトロールの実施者が受講すべき青色防犯パトロール講習を受講していなかったとき、配達、通勤その他の業務を兼ねて青色防犯パトロールを行ったとき、その他適切な青色防犯パトロールの実施が困難であると認められるとき。

(6) パトロール中に違法行為を行うなど不適切な活動を行ったとき。

(7) 第5の2(4)に違反した場合

(8) その他不適切な活動を行った場合

なお、署長は、軽微な違反で指導により是正が可能な場合には、まず指導を行い、それでも是正されないときは、本部長に証明の取消しを具申するものとする。

2 証明取消通知書の送付

主管課長は、前記1に規定する報告に基づく取消しについて、本部長の決裁を受けた後、証明取消通知書を報告元の署長に送付するものとする。

3 証明取消通知書の交付

署長は、主管課長から送付を受けた証明取消通知書を取消しの対象となる団体に速

やかに交付し、証明書等の返納を行うよう教示するものとする。この場合において、必要な事項を交付簿及び証明台帳に記載するものとする。

4 運輸支局等への通知

主管課長は、証明が取り消された場合には、運輸支局等へ通知するものとする。

第10 証明書等の返納

1 返納届の受理

署長は、第9の3の規定により証明取消通知書を交付した団体又は青色防犯パトロールを実施しなくなった団体から当該証明書等を添えた返納届を受理した場合には、自動車の使用者が運輸支局等に自動車検査証の記録の削除について申請を行うように教示するとともに、送付書に返納届及び返納された証明書等を添えて、主管課長を経由して本部長に返納するものとする。

この場合において、証明書等の返納について、証明台帳に必要な事項を記載するものとする。

なお、証明書等を紛失して返納できない場合は、その理由を聴取し、紛失等調査報告書を添えること。

2 運輸支局等への通知

主管課長は、前記1に規定する証明書等の返納について団体からの申請を受理した場合には、当該返納について運輸支局等へ通知するものとする。

第11 青色防犯パトロール講習及び情報提供の実施

1 講習対象者

署長は、パトロール実施者及び青色防犯パトロールを行うことが予定される団体の構成員を対象として青色防犯パトロール講習を開催し、受講させるものとする。

なお、青色防犯パトロールを開始して以降においても、適切な青色防犯パトロールの継続性を確保するために、青色防犯パトロール実施者に対して、年1回以上活動に必要な情報を提供するとともに、青色防犯パトロール講習の受講後、おおむね3年が経過するまでの間に、再度青色防犯パトロール講習を受講させるものとする。

2 講習の内容等

青色防犯パトロール講習における内容は、地域住民からの急訴事案や犯罪を目撃した場合の警察への通報等の対応方法その他青色防犯パトロールにおける留意事項等とし、講習責任者を生活安全（生活安全・刑事）課長とする。

この講習を受講したパトロール実施者については、パトロール実施者証の裏面に受講年月日を記載し、講習実施者名を記載するものとする。

3 講習の実施報告

署長は、講習を実施した場合には、受講者の団体及び新規・再受講の別が分かるように記載した青色防犯パトロール講習実施報告書を作成し、送付書に必要書類を添えて、主管課長を経由して本部長に報告するものとする。

なお、新規団体の新規受講者にあつては証明申請書に、既存団体の新規受講者にあ

ってはパトロール実施者変更申請書にパトロール講習実施報告書を添えるものとする。

第12 青色防犯パトロール実施状況の確認

署長は、各団体から青色防犯パトロール実施結果について定期的に確認するものとする。

なお、青色防犯パトロール中の交通事故、好事例等については、送付書に特異事例報告書を添えて、主管課長を経由して本部長に速やかに報告するものとする。

第13 申請書等の写しの保管

署長は、申請書及びその関係書類並びに報告書を主管課長に送付するときは、その写しを保管するものとする。

第14 青色防犯パトロールの実施を望む団体への防犯活動の委嘱

1 委嘱の判断基準

署長は、青色防犯パトロールの実施を望む団体に防犯活動を委嘱する場合には、第5の2に規定する調査及び指導事項並びに次に掲げる事項を総合的に検討して委嘱するものとする。

- (1) 団体の構成員が明らかであること。
- (2) 団体が規約を有すること。
- (3) 団体の構成員が法令を遵守することが見込まれること。
- (4) 団体の活動が地域住民の理解を得られていること。
- (5) 使用自動車は、普通運転免許で運行できる自動車であること。
- (6) 委嘱された活動に関し署長の指示に従うことが見込まれること。
- (7) その他署長が委嘱するにふさわしいと認めた団体又はその構成員であること。

2 委嘱要領

(1) 申請の受理

署長は、青色防犯パトロールの実施を望む団体から防犯活動の委嘱要望を受けた場合には、団体の代表者から防犯活動委嘱申請書の提出を受けるものとする。ただし当該防犯活動は青色防犯パトロール活動に限るものとする。

(2) 委嘱状の交付

署長は、前記2(1)の申請を受理した場合には必要な調査を行い、前記1の委嘱の判断基準に基づき、総合的に判断して委嘱するにふさわしい団体であると認めたときは、委嘱状を交付して防犯活動を委嘱するものとする。

3 委嘱に際しての留意事項

署長は、青色防犯パトロールの実施を望む団体に防犯活動を委嘱する場合は、次に掲げる事項について指導を行うものとする。

- (1) 署長の委嘱により、新たな権限が与えられたものではないこと。
- (2) 団体の活動範囲は、当該団体の活動実績及び構成員数に応じて相当の範囲と

し、原則として最大の活動範囲を当該署の管轄区域とすること。

- (3) 団体の活動に当たっては、警察署等の関係機関との連携を密にすること。
- (4) 自主防犯パトロール中における事故については、自らの責任に帰すること。
- (5) 青色防犯パトロールは、申請の内容に定められた条件で実施すること。
- (6) 法令違反又は署長の指示に従わない場合は、委嘱を解くものとする。

4 報告

署長は、前記3(6)により、青色防犯パトロールを行う団体に対して委嘱を解いた場合には、主管課長を経由して本部長に報告するものとする。

(別表 省略)